

議案第 3 2 号

山陽小野田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

山陽小野田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 8 年 2 月 2 2 日提出

山陽小野田市長 白 井 博 文

山陽小野田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

山陽小野田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 1 7 年山陽小野田市条例第 4 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 2 4 条第 6 項」を「第 2 4 条第 5 項」に改める。

第 9 条第 1 項第 2 号中「小学校」の次に「、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を早出遅出勤務開始日とする改正後の山陽小野田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 9 条の規定による請求を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。

山陽小野田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）<u>第24条第5項</u>の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務)</p> <p>第9条 任命権者は、次に掲げる職員が、規則の定めるところにより、その子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、規則の定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。）をさせるものとする。</p> <p>(1) 小学校就学の始期に達するまでの子のある職員</p> <p>(2) <u>小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部</u>に就学している子のある職員であって、規則で定めるもの</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）<u>第24条第6項</u>の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務)</p> <p>第9条 任命権者は、次に掲げる職員が、規則の定めるところにより、その子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、規則の定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。）をさせるものとする。</p> <p>(1) 小学校就学の始期に達するまでの子のある職員</p> <p>(2) 小学校に就学している子のある職員であって、規則で定めるもの</p> <p>2・3 (略)</p>